

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表
 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 満三歳未満保育認定子ども（法第二十三条第四項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいい、特定満三歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下この項において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 次に掲げる教育・保育給付認定保護者 零</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 特定教育・保育のあった月において第十五条の三第二項第二号又は第三号に掲げる者である教育・保育給付認定保護者</p> <p>（法第三十条の四第三号の政令で定める場合及び市町村民税を課されな</p>	<p>（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 満三歳未満保育認定子ども（法第二十三条第四項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいい、特定満三歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下この項において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 次に掲げる教育・保育給付認定保護者 零</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 特定教育・保育のあった月において第十五条の三第二項第二号に掲げる者である教育・保育給付認定保護者</p> <p>（法第三十条の四第三号の政令で定める場合及び市町村民税を課されな</p>

い者に準ずる者)

第十五条の三 (略)

2 法第三十条の四第三号の政令で定める地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。)を課されない者に準ずる者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 生活保護法第六条第一項に規定する被保護者である保護者

三 児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四に規定する里親である保護者

(法第六十六条の三第一項の政令で定める割合)

第二十四条の二 法第六十六条の三第一項の政令で定める割合は、千分の百五十四・四とする。

い者に準ずる者)

第十五条の三 (略)

2 法第三十条の四第三号の政令で定める地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。)を課されない者に準ずる者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 生活保護法第六条第一項に規定する被保護者又は児童福祉法第六条の四に規定する里親である保護者

(新設)

(法第六十六条の三第一項の政令で定める割合)

第二十四条の二 法第六十六条の三第一項の政令で定める割合は、千分の百三十六・七とする。